

児童通所サービスの申請について

I. 申請までに準備していただくこと

(1) サービスの受給対象児となるか確認する（いずれか1つ）

- ① 障害者手帳を所持している。（身体 or 療育 or 精神）
 - ② 特別児童扶養手当などを受給している。
 - ③ 医療機関などによる診断書・「療育が必要」とする意見書を所持している。
- ※ 受給可否が不明な場合は、障害福祉課にお問い合わせください。

(2) 通所事業所を決める（定期的な利用が可能か事業所へ確認する）

障害児相談支援事業所を決める

お子様のサービスの利用計画を立て、個別相談に応じてくれる事業所を決めてください。計画相談の際は、相談支援専門員がご自宅等へ訪問します。

- ※ 障害児相談支援事業所が決まらない場合は、セルフプランとなります。通所事業所を決めて障害福祉課にご連絡ください。

通所事業所を決める

事前に事業所に電話をし、支援内容や空き状況を確認してください。

確認後、お子様と一緒に事業所を見学してください。

- ※ 姫路市ホームページ上の事業所一覧（障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）をご参照ください。

URL： <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001185.html>

右上の二次元コードからもアクセス可能です。また、姫路市ホームページ上の検索ボックスに「1185」と入力すると、検索結果の上位に該当ページが表示されます。



II. 申請後の流れ

(1) 障害児相談支援事業所が決まった場合

- ① 相談支援専門員が家庭訪問し、お子様の様子や生活環境などについて伺います。
- ② 相談支援専門員が①を基に障害児支援利用計画案を作成し、保護者の方に内容をご確認いただいたうえで、障害福祉課に提出します。
- ③ 障害児支援利用計画案等が提出された後、受給者証を発行しご自宅に郵送します。（受給者証発行までに約2～3週間かかります。）

(2) 障害児相談支援事業所が決まらなかった場合（セルフプラン）

- ① 障害福祉課までお電話ください。職員との面談の日程調整を行います。
 - ② お子様と保護者の方に障害福祉課へ来ていただき、お子様の様子や生活環境等について伺います。
※ 別紙「基本情報（セルフプラン）」を印刷、ご記入のうえご持参ください。ご記入いただいた情報を基にお子様の様子をお伺いすることで、面談時間が短縮できます。
 - ③ 面談の際に、障害児支援利用計画案（セルフプラン用）をお渡ししますので、面談直後又は後日、ご記入のうえ障害福祉課にご提出ください。
 - ④ 障害児支援利用計画案（セルフプラン用）等が提出された後、受給者証を発行しご自宅に郵送します。（受給者証発行までに約2～3週間かかります。）
- ※ 受給者証が届き次第、通所予定の事業所へ提示し、サービス利用を開始してください。

利用開始までの流れ（フローチャート）

1 お子様サービスの受給対象児かどうか確認する（いずれか1つ）

- ① 障害者手帳を所持（身体 or 療育 or 精神）
- ② 特別児童扶養手当などを受給
- ③ 医療機関などによる診断書・意見書を所持



受給対象児である

2 障害児相談支援事業所を決める

通所事業所を決める

姫路市の事業所一覧 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001185.html>



障害児相談支援事業所が決まった

障害児相談支援事業所

相談支援専門員による家庭訪問
お子様の様子や生活環境等の聞き取り



相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作成し、保護者の方が内容を確認した後、障害福祉課へ提出



提出から約2～3週間経過後

3 支給決定・受給者証の交付



4 サービス利用開始



障害児相談支援事業所が決まらなかった

セルフプラン

障害福祉課へ面談予約
障害福祉課 支援推進担当 までお電話ください
TEL：079-221-2309



障害福祉課の職員と面談（1時間程度）
お子様の様子や生活環境等の聞き取り
※ 記入済みの「基本情報（セルフプラン）」をご持参ください



障害児支援利用計画案（セルフプラン用）
を障害福祉課に提出



提出から約2～3週間経過後

問い合わせ先 姫路市 障害福祉課 支援推進担当 TEL：079-221-2309